令和７年４月版

介護支援専門員の資格及び研修の体系（埼玉県）

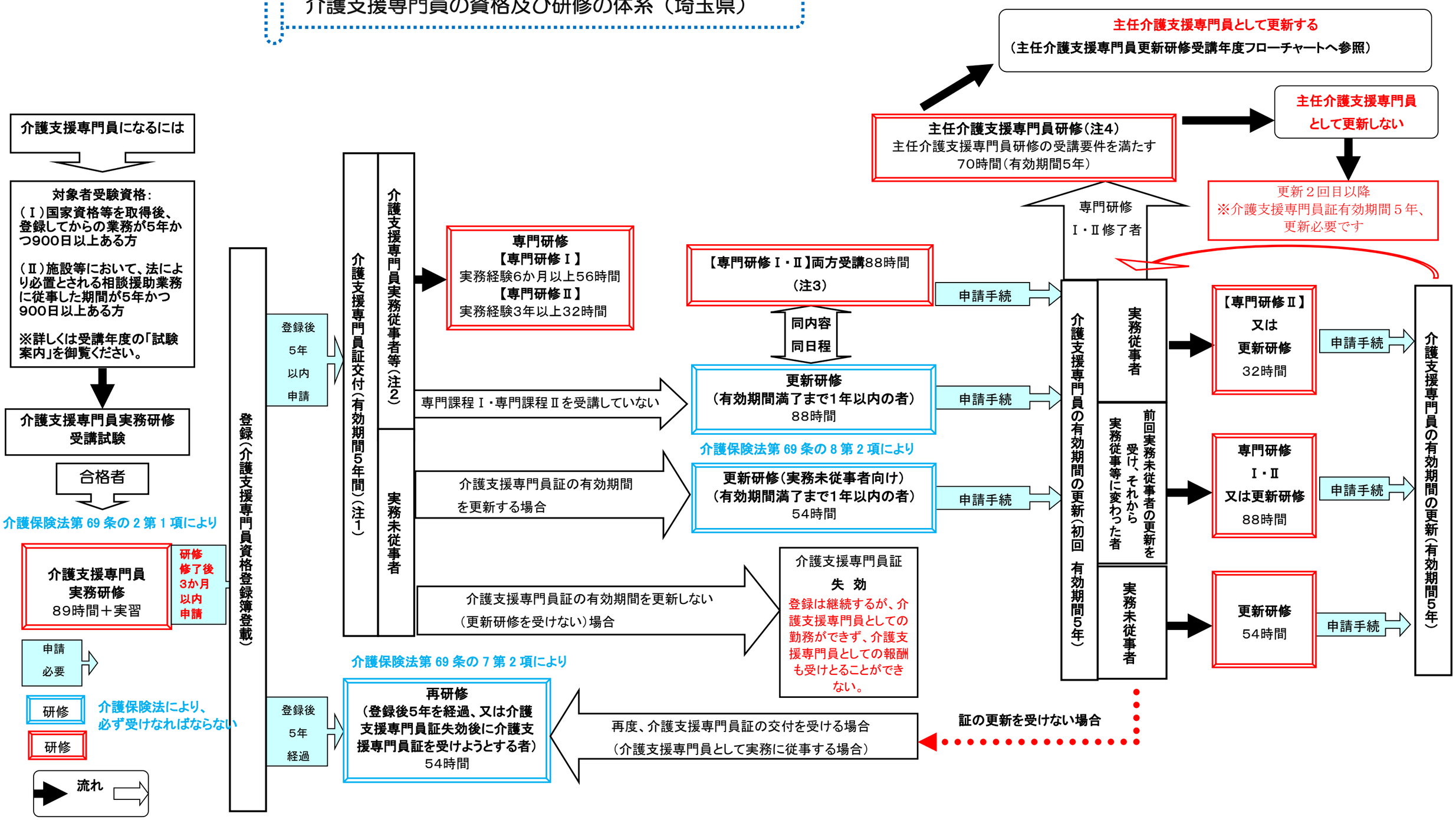

（注1）：　介護支援専門員として実務に就くには、有効期間内の介護支援専門員証（顔写真付）の交付を受けていることが必要です。

（注2）：　実務従事者とは、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として就労し、介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）作成をしている人を差します（居宅介護支援事業の管理者を含む。）

（注3）：　介護支援専門員証の有効期間に専門研修Ⅰ・Ⅱを修了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修88時間コースの全課目が免除されます。
専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱを修了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修から専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱに相当する課目が免除されます。

（注4）：　主任介護支援専門員研修を修了しても、介護支援専門員証の有効期間を更新することはできません。

介護支援専門員証の交付・有効期間満了日の確認、
住所・氏名など登録事項の変更に関する問い合わせ
埼玉県福祉部　高齢者福祉課
（住所）〒330-9301　　さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話：048-830-3232　　ＦＡＸ：048-830-4781
埼玉県ケアマネ情報局　検索